

## 「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」 よくあるご質問と回答

### Q1 どうして条例を制定したのですか。

長野県は全体として、山間盆地や美しい山脈など自転車で巡る地域資源に恵まれています。また、自転車は幅広い世代に利用されるとともに、環境への負荷が少なく、健康を増進するなど、その有用性が見直され、様々な分野において将来にわたり積極的に活用すべき移動手段の一つです。

一方で、自転車に起因する重大事故が発生しており、自転車利用者のルール遵守等への意識の醸成を図るとともに、歩行者、自転車利用者、自動車運転者などが安全かつ快適に共存できるよう、お互いを思いやり、理解を深め合うため、マナー向上等の取り組みが必要です。

これらを踏まえ、県民や関係機関、団体、企業など多様な主体との連携の下で、安全で快適かつ自発的な自転車の活用を促進するため、本条例を制定しました。

### Q2 基本理念の考え方はどのようなものですか。

自転車利用に関する安全で安心な県民生活の確保のため、県を始めとした自転車に関係する者それぞれが、責務や役割を果たし、自転車事故の防止を図ること、また、長野県が、美しい山岳高原を始めとする豊かな自然環境とさわやかな気候に恵まれ、サイクリストに魅力的な要素が沢山あるなど、県内に住む人や本県を訪れる人など幅広い世代の方々の利用が期待されることを条例の基本理念としています。

### Q3 条例の特長は何ですか。

全国的に安全利用に関する事項を中心に規定する条例は多くありますが、本県の条例は、安全利用だけでなく、自転車の「利用促進」、「利用環境の整備」、「自然環境の保護」を取り入れたところが特長です。

### Q4 県の責務として、何を行うのですか。

自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策である長野県自転車活用推進計画を策定し、計画に示す施策を推進していくとともに、自転車活用推進計画の策定に関心を持つ県内市町村に対して、助言を行います。また、自転車の安全な利用及び利用の促進について、自転車の利用促進に関する啓発や交通安全教育の場において、県民に広く周知していきます。

### Q5 自転車運転者は何をすればよいのですか。

- 自転車運転者は、自転車に関する事故の防止のため、自転車（車両）の運転者として責任を自覚し、道路交通法等の法令を遵守してください。
- 自転車を運転する際には、自転車が自動車などと同じ車両であるという意識を持ち、交通ルールを遵守して、安全かつ適正に利用してください。
- 自転車利用者は、自転車に関する事故の防止のため、利用する自転車については、定

期的な点検、整備に努めてください。

- 事故の被害を軽減するための器具の使用に努めてください。

**Q6 定期的な点検整備とは、どのようなことをすればよいのですか。**

自転車に乗る前は、ハンドル、ブレーキ、タイヤの空気圧、灯火類の点検を行い、1年に一度は、自転車整備士による点検を受けることが適切と考えます。

**Q7 被害を軽減する器具とはどのようなものですか。**

他車両との衝突や自らが転倒した際に、負傷被害を軽減するためのヘルメット、プロテクター、帽子、手袋、反射材、長袖などです。

**Q8 自転車利用事業者とどのような会社をいうのですか。**

事業者とは、自転車を利用して業務を行う事業者のことで、新聞販売店や宅配便で、主に自転車を使用して業務を行う事業者はもちろん、官公署、会社、事業所の業務で自転車を利用する者も含まれます。ただし、第5条第2項に規定する自転車貸付事業者は除きます。

**Q9 自転車利用事業者は何をすればよいのですか。**

事業者は、自身の従業員が自転車に関する事故に遭わないため、また、事故を起こさないため、交通ルールや交通マナーの啓発、指導に努めてください。具体的には、県や関係団体が作成するリーフレットなどによる周知や、講習会への参加など、自転車の特性などについて理解と関心を深め、従業員に対する周知、啓発とともに、事業活動における自転車の利用や従業員の通勤の促進に努めてください。また、利用する自転車については、定期的な点検、整備に努めてください。

事業活動での自転車利用や従業員の自転車通勤が促進され、安全に自転車を利用していることを期待しています。

**Q10 自転車貸付事業者の適切な保管とはどのような保管ですか。**

自転車は敷地内に駐輪し、歩道など他人の迷惑となるような駐輪を避けてください。

**Q11 市町村の役割は何ですか。**

市町村に自転車活用推進計画の策定は義務付けていませんが、県が自転車活用推進計画に基づき実施するものを含めて、自転車の利用に関する施策について、県や関係者との協力を努めてください。例えば、市町村を跨ぐ広域的なサイクリングロード等を統一的に整備することなど、市町村独自の施策に加え、県と市町村あるいは市町村同士が密接に連携することが必要と考えます。また、その地域の実情に応じた交通安全教育に努めてください。

**Q12 その地域の実情に応じた交通安全教育とはなんですか。**

長野県は、平地、盆地、山間部、市街地等、様々な地形があり、交通量もそれぞれの地域で違いがあることから、それぞれの地域特有の自転車環境に見合った安全教育を推進するものです。

### **Q13 県民は何をすればよいのですか。**

県民の皆さんも、自転車に関する事故を防止するため、交通ルールや交通マナーについて学び、理解を深め、自転車の安全利用に努めてください。また、県や市町村や関係機関が実施する自転車の安全利用に関する安全教育に積極的に参加するように努めてください。なお、安全教育とは、県や各種団体等のリーフレットなどによる周知や、講習会への参加などにより、自転車の特性などについて理解と関心を深め、自転車の利用促進及び安全利用に関する取組みに、自ら参加することに努めることです。

交通安全は、交通ルールの遵守やマナーの向上など子どもから高齢者までの県民の皆さんが意識して行わなければなりません。例えば、自転車の安全適正利用に関する教育として、ヘルメットの着用や反射器材の取り付け、夜間のライトの点灯や自転車の点検・整備など身近な人から声を掛け合い、取り組んでいきましょう。また、自転車に必要な技能や知識の習得のほか、道路や交通状況に応じて危険予測や危険を回避できる知識など、自転車の運転に必要な能力を身につけるようにしましょう。

県民の皆さんが、在住する地域の実情に応じ、安全に自転車を利用していただくことを期待しています。

### **Q14 学校の長は何をするのですか。**

県内にある、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の長は、その幼児、児童、生徒及び学生に対し、自転車に関する事故に遭わないため、また、事故を起こさないため、学校の教育活動として、それぞれの年齢に応じた交通ルールや交通マナーの教育、指導に努めてください。

### **Q15 交通安全団体は何をするのですか。**

交通安全に関する活動を行う団体は、自転車に関する事故の防止のため、積極的に自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めてください。また、自転車の安全な利用が促進されるよう、市や関係機関等が実施する施策に協力するよう努めてください。

### **Q16 「自動車」の運転者はどのようなことに配慮するのですか。**

自動車の運転者は、交通ルールを遵守するとともに、同じ道路を共有する仲間として、自転車が軽車両であり、原則として車道を通行することを理解し、車道を通行する自転車の安全に十分配慮してください。

また、追い越しなどのために自転車の側を通るときは、自転車との間に安全な間隔を設けるか、または徐行してください。

なお、自転車レーンはもちろんのこと、自転車の走行環境の整備箇所（矢羽根箇所）においては、駐車又は停車をしないでください。

### **【自転車損害賠償保険等への加入義務化等について】**

### **Q17 加入が義務化された自転車損害賠償責任保険等とは、どのようなものですか。**

自転車による交通事故で、他人（相手方）の生命または身体の損害を填補する保険または共済を指します。

**Q18 県外から訪れる人も自転車の保険に加入をしなければなりませんか。**

長野県内で自転車を運転する人は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません(義務)。ここでいう自転車利用者とは、長野県内で自転車を利用する方が対象となり、県外からの旅行や買い物等で長野県内に訪れる方も含まれます。

**Q19 未成年の子どもも自転車の保険に加入しなければなりませんか。**

保護者は、未成年の子どもが自転車を利用する場合には、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません(義務)。未成年の子どもは、単独で保険契約することができないため(保護者の同意が必要等)本人の代わりに保護者が保険契約する必要があります。

**Q20 高齢者が加入できる年齢制限のない保険にはどのようなものがありますか。**

自転車損害賠償責任保険等には、自動車保険、火災保険、傷害保険の特約(個人賠償責任保険)で補償されるものや、同居する家族や親族全てを対象とするものなど、年齢による制限のないものもあります。(年齢制限が付いている保険もあります。)

自転車の点検整備に伴って貼られるTSマークに付帯される保険は、自転車本体に掛ける保険であるため、誰が利用しても補償の対象となります。

**Q21 自転車利用事業者は、何をしなければならぬですか。**

事業者は、その事業活動において従業員に自転車を運転させるときは、当該利用に係る自転車保険等に加入しなければなりません(義務)。従業員が業務で自転車を利用しているときに交通事故を起こし、相手に怪我などを負わせた場合は、従業員自身が個人で加入している保険では、補償されません。そのため、事業者は、従業員が業務上に起こした自転車事故の損害を補償する施設賠償責任保険など事業者向け保険へ加入する義務があります。

**Q22 自転車貸付業者は、何をしなければならぬのですか。**

自転車貸付業者は、貸付ける自転車について自転車損害賠償保険に加入しなければなりません(義務)。自転車貸付事業者は、顧客が自転車で交通事故を起こし、相手に怪我などを負わせた場合に、相手への損害を賠償する保険に加入する義務があります。自転車の貸出には、有償・無償を問わず、業として自転車を貸出す場合は、保険加入の義務があります。

**Q23 自転車小売業者は、何をしなければならぬのですか。**

自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に、自転車の保険への加入の有無を確認しなければなりません。加入していない場合は自転車保険に関する情報提供をしなければなりません。

自転車を販売・修理・整備するときは、顧客に対し、保険の加入の有無について、口頭などにより、確認してください。保険加入の有無を確認した結果、「わからない」または「加入していない」との回答を受けた場合は、顧客に対し、保険の必要性や保険加入が義務化されているなどの情報を提供するようにしてください。